



鳥取県公報

平成18年 3月27日(月)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	一般国道の区域の変更 (171) (道路企画課)	1
	県道の区域の変更 (172) (")	1
	一般国道の供用の開始 (173) (")	2
	県道の供用の開始 (174) (")	2

告 示

鳥取県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	鳥取市佐治町加茂字堂ノ前2601 - 2地先から同字2601 - 7地先まで	変更前	8.0 ~ 31.5	25.0
		変更後	10.5 ~ 38.5	25.0

鳥取県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
小河内加茂線	変更前	鳥取市佐治町福園字山根117 - 5地先から同市佐治町加茂字岡440 - 1地先まで	5.0 ~ 18.0	145.0
	変更後	鳥取市佐治町福園字山根117 - 5地先から同市佐治町加茂字堂ノ前2601 - 7地先まで	5.7 ~ 38.0	1,733.0

鳥取県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
482号	鳥取市佐治町加茂字堂ノ前2601 - 2地先から同字2601 - 7地先まで	平成18年3月27日

鳥取県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年3月27日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
小河内加茂線	鳥取市佐治町福園字山根117 - 5地先から同市佐治町加茂字堂ノ前2601 - 7地先まで	平成18年3月27日